

浜松市空き家バンク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に所在する空き家を有効活用することにより、定住の促進と地域の活性化を図るため、譲渡に供することができる空き家の情報を登録し、提供する「浜松市空き家バンク事業」について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 次に掲げる要件の全てを満たす一戸建ての住宅をいう。
 - ア 市内に所在すること。
 - イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に規定する新築住宅でないこと。
 - ウ 現に居住している者がいないこと。
- (2) 空き家バンク 市内に所在する空き家で、譲渡に供することができるものの情報を登録するシステムをいう。

(登録の対象となる空き家)

第3条 空き家バンクの登録の対象となる空き家（以下「対象空き家」という。）は、居住することが可能であると市長が認めるものであって、不動産関係事業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定による免許を受けた事業者に限る。以下同じ。）が所有し、若しくは専任媒介契約又は専属専任媒介契約（以下「媒介契約」という。）を締結しているものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象空き家としない。

- (1) 不動産登記法（平成16年法律第123号）第44条第1項第3号に規定する建物の種類欄に居宅の記載がないとき。
- (2) 総務省 平成30年住宅・土地統計調査において一戸建に区分されるものでないとき。
- (3) 国税徴収法（昭和34年法律第147号）その他の法令に基づく差押えを受けているとき。
- (4) 暴力団員等（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号）第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）が所有しているとき。
- (5) 前3号に掲げるもののほか、市長が登録の対象とすることが適当でないとき。

(対象空き家の登録)

第4条 空き家バンクに対象空き家の情報を登録しようとする不動産関係事業者は、空き家バンク情報登録申請書兼同意書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に

提出しなければならない。

- (1) 空き家バンク情報登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）
- (2) 対象空き家の所有者が分かる資料
- (3) 媒介契約を締結している場合にあっては、その契約書の写し
- (4) 市ホームページに掲載する広告のPDFデータ

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その目的、内容等を審査し、必要があると認めるときは、申請者から対象空き家の情報を聴取し、又は現地調査等を行い、適当であると認めるときは、空き家バンクに対象空き家の情報を登録し、空き家バンク情報登録完了通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により空き家バンクに登録した対象空き家の情報（以下「登録空き家情報」という。）を市のホームページに掲載するとともに、市民生活課で閲覧に供することにより公表するものとする。

（登録空き家情報の変更）

第5条 登録空き家情報を変更しようとする不動産関係事業者は、登録空き家情報変更届出書（様式第4号）に変更後の内容を記載した登録カード、その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、登録空き家情報を変更し、市のホームページに掲載するとともに、市民生活課で閲覧に供することにより公表するものとする。

（登録空き家情報の抹消）

第6条 不動産関係事業者が登録空き家情報を抹消しようとするとき又は次に掲げる事項が生じたときは、登録空き家情報抹消届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家の媒介契約が解消されたとき。
- (2) 空き家の所有者が死亡したとき。
- (3) 空き家の所有権その他の権利に異動があったとき。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、登録空き家情報を抹消するものとする。

第7条 市長は、前条第1項の規定による届出があった場合のほか、次に掲げる場合は、登録空き家情報を抹消することができる。

- (1) 登録空き家情報が登録された日から1年を経過したとき。
- (2) 空き家の媒介契約の期間が満了したとき。
- (3) 空き家に居住することが不可能となったと認められるとき。
- (4) 登録空き家情報に虚偽の情報が含まれていると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録空き家情報を抹消することが適当であると認めるとき。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

空き家バンク情報登録申請書兼同意書

年 月 日

（宛先）浜松市長

	所在地
申請者	名称
	代表者氏名
	宅建業免許番号

当社が所有し、又は媒介する対象空き家の情報を空き家バンクに登録したいので、浜松市空き家バンク事業実施要綱第4条第1項の規定により、下記の事項について同意したうえで次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- （1）空き家バンク情報登録カード（様式第2号）のうち、建物所有者情報欄に記載の情報以外のものを空き家バンク利用者へ提供すること。
- （2）空き家バンクへ登録した対象空き家のうち、その必要な情報の一部を公開すること。
- （3）契約に係る協議及び契約の内容については当事者間で責任を持つものとし、市はこれに関与しないこと。

【添付書類】

- （1）空き家バンク情報登録カード
- （2）空き家の所有者が分かる資料（建物の登記簿）
- （3）媒介契約を締結している場合にあっては、その契約書の写し
- （4）広告のPDFデータ（メール提出可）

※代表者が署名する場合は、押印は不要です。署名できない場合は押印をお願いします。

様式第2号（第4条関係）

空き家バンク情報登録カード

空き家所在地		
希望価格		円（税込 円）
建物所有者情報	【住所】	
	【氏名】	
	【電話】	
不動産関係 事業者情報	【住所】	
	【名称】	
	【担当者名】	
	【電話】	(会社) (担当者)
	【メール】	(会社) (担当者)
物件概要		提出する広告のとおり
現況等		<input type="checkbox"/> 現に居住している者がいない <input type="checkbox"/> 一戸建てである

浜松市使用欄	
受付日	年 月 日
登録日	年 月 日
登録抹消日	年 月 日
登録結果	<input type="checkbox"/> 契約成立 <input type="checkbox"/> 登録抹消 <input type="checkbox"/> その他（ ）
登録番号	

様式第3号（第4条関係）

浜市市第 号
年 月 日

様

浜松市長 印

空き家バンク情報登録完了通知書

年 月 日付で登録の申請のあった対象空き家の情報については、浜松市空き家バンク事業実施要綱第4条第2項の規定により登録したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 空き家登録番号 第 号
- 2 空き家登録期間 年 月 日 ～ 年 月 日

様式第4号（第5条関係）

登録空き家情報変更届出書

年 月 日

（宛先）浜松市長

	所在地
届出者	名称
	代表者氏名
	宅建業免許番号

空き家バンクに登録した対象空き家の情報を変更したいので、浜松市空き家バンク事業実施要綱第5条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

- 1 空き家登録番号 第 号
- 2 変更する事項
別紙のとおり
- 3 添付書類
 - （1）空き家バンク情報登録カード（様式第2号）
 - （2）空き家の所有者が分かる資料（建物の登記簿）
 - （3）媒介契約を締結している場合にあつては、その契約書の写し
 - （4）変更後の広告のPDFデータ（メール提出可）

※代表者が署名する場合は、押印は不要です。署名できない場合は押印をお願いします。

様式第 5 号（第 6 条関係）

登録空き家情報抹消届出書

年 月 日

（宛先）浜松市長

届出者 所在地
名称
代表者氏名
宅建業免許番号

空き家バンクに登録した対象空き家の情報を抹消したいので、浜松市空き家バンク事業実施要綱第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 空き家登録番号 第 号

2 抹消の理由

- ア 媒介契約の解消
- イ 空き家の所有者が死亡した
- ウ 空き家の所有権その他の権利に異動があった
- エ その他（ ）

※該当項目に○をつけてください。

※代表者が署名する場合は、押印は不要です。署名できない場合は押印をお願いします。